同　意　書

県営水道条例（昭和38年長野県条例第17号）別表第２の１の（１）に規定する料金（以下「低額基本料金」という。）の適用を受けるにあたり、必要があるときは、貴職が関係機関（市町村及び福祉事務所）に対し、申し出の内容（低額基本料金の適用要件の有無）及び（特別）児童扶養手当の支給を受けている場合は当該手当の支給満了予定日について、照会を行うことに同意します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

長野県公営企業管理者　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印